

国名 ケニア	小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト
-----------	---------------------

**I 案件概要**

事業の背景	ケニアでは、貧困層のほとんどが農村部の小規模農民世帯であり、農業及び関連活動で生活を支えていた。かかる状況の下、園芸作物生産分野は急成長を遂げているサブセクターであったが、小規模農業が中心であり、小規模園芸農家は生産量の相対的な高さに比べて、低収入に苦しんでいた。従って、小規模園芸農民組織の強化は、格差の是正及び農村部の貧困削減の鍵であった。		
事業の目的	本事業は、ケニアの対象地域において、対象とする小規模園芸農民組織の販売交渉能力、作物の生産量・品質、及び生産基盤・流通インフラの整備実施能力の向上を通じて、組織運営能力の強化を図り、もって対象地域の小規模園芸農家の生計が改善することを目指した。		
	1. 上位目標：対象地域の小規模園芸農家の生計が改善される。 2. プロジェクト目標：プロジェクト対象の小規模園芸農民組織の組織運営能力が強化される。		
実施内容	1. 事業サイト <sup>2</sup> ：西部州ブンゴマ東県、同西県、同北県、同南県（以上、旧ブンゴマ県）；リフトバレー州トランス・ンゾイア東県、同西県、クワンザ県（以上、旧トランス・ンゾイア県）；ニャンザ州キシイ中央県、同南県、マサバ県（以上、旧キシイ県）；セントラル州ニャンダルア北県、同南県（以上、旧ニャンダルア県）。※以上名称は2009年7月の終了時評価時のもの。 2. 主な活動：プロジェクト紹介ワークショップ、モデル農民組織選定、ベースライン調査、ステークホルダーフォーラム、研修（①研修教材作成、②直接支援農民組織のための合宿研修及び現地研修、③間接支援農民組織のための合宿研修、トレーナー育成研修、普及員による現地研修）、フォローアップ支援、マニュアル作成。 3. 投入実績（2009年7月の終了時評価時）		
	日本側 (1) 専門家派遣（長期）3人、（短期）2人 (2) 研修員受入 9人 (3) 機材供与 車両、事務機器等 (4) ローカルコスト	相手国側 (1) カウンターパート配置 7人（農業省 <sup>3</sup> 3人、園芸作物開発公社（HCDA） <sup>4</sup> 4人） (2) 建物・施設 (3) カウンターパート予算	
協力期間	2006年11月～2009年11月	協力金額	（事前評価時）295百万円、（実績）317百万円
相手国実施機関	農業省、園芸作物開発公社（HCDA）		
日本側協力機関	なし		

**II 評価結果**

【評価の制約】

(1) 事業完了後の状況に関する主要な情報源は、4つの当初対象県のうち3県（旧ブンゴマ県、旧トランス・ンゾイア県、旧ニャンダルア県）に該当するカウンティあるいはサブカウンティ農業担当官（旧県農業担当官）及び農民組織（旧県あたり1～2組織）への質問票調査である。事後評価の人員・予算が限られているため、旧キシイ県の情報は収集しなかった。

(2) プロジェクト目標及び上位目標の達成度の検証に必要な定量的指標データについては、主に上記の農業担当官がモニタリングを行っていないこと、利用可能な統計データが限られているか最新でないことから、入手できなかった。このため、上記(1)の手法で得られた定性情報を利用して評価を行った。

【事後評価における留意点】

(1) 後続の JICA 技術協力の貢献：事業効果の継続状況、上位目標の達成状況、持続可能性の制度面、技術面、財政面については、本事業と後続の JICA 技術協力（フォローアップ協力（2009年12月～2010年3月）<sup>5</sup>、「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」（2010年～2015年）、事後評価時点で進行中の「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（SHEP PLUS）」（2015年～2020年））のアウトカム・インパクトが含まれる。本事業と後続案件のアウトカム・インパクトを分けることは、中央レベルでは困難であり、地方レベルでも、本事業と後継案件の事業サイトが一部重なるため、中央レベルほどではないが困難である（事後評価で調査を行った当初対象県のうち、旧トランス・ンゾイア県のみが後継案件の対象ではなかった）。

(2) 事業サイトの名称：事業サイトは、当初、ブンゴマ県（西部州）、トランス・ンゾイア県（リフトバレー州）、キシイ県（ニャンザ州）、ニャンダルア県（セントラル州）の4県から成っていた。これらの県は、2009年の終了時評価時には「事業サイト」に示すように12県に分割されていたが、終了時評価報告書のデータは、分割された12県ではなく、当初の4県別に提示・分析されていた。事業完了後、地方分権化（2013年）によって州・県はカウンティに置き換えられているが、本事後評価では、終了時評価との一貫性を維持するために、事業サイトとして当初対象県の名称を用い、データは4県別に提示するものとする。

(3) 上位目標：指標の目標年と目標値は既存の文書において明確にされていない。本事後評価では、JICA の事後評価の通常のタイミング（事業完了から3年後）に鑑み、目標年を2012年に設定する。指標（「対象県の貧困率の削減」）の目標値については、事後評価時に明確化することは困難であり、正確な達成度を評価することはできないため、代替案として、貧困率低下の度合いが上位目標である「小規模園芸農家の生活改善」に照らして十分であると合理的な根拠をもって判断できるかを確認する。同じ理由により、上位目標の達成度は「おおむね達成」を最高レベルとする。また、貧困率低下に対する本事業の貢献度を推定するために、補完情報として、本事業で推進した市場指向

<sup>1</sup> 対象農民組織は、直接支援農民組織（42グループ、約1,000人）及び間接支援農民組織（80グループ、約1,600人）から成る。

<sup>2</sup> 事後評価における留意点（1）を参照。

<sup>3</sup> 事後評価時現在は農業畜産水産省。

<sup>4</sup> 事後評価時は、農業食糧機関（AFA）園芸作物局（HCD）。

<sup>5</sup> 本事業で支援した農民組織へのフォローアップ活動、SHEP UPのための事務所設立・職員の特定が行われた。

1 妥当性

【事前評価時・事業完了時のケニア政府の開発政策との整合性】

事前評価時、本事業は、富と雇用の創出のための経済再生戦略（2002年～2007年）及び農業再活性化戦略（2004年～2014年）において掲げられる、貧困削減と雇用創出の促進という政府の開発政策に合致していた。事業完了時、本事業は、農業省戦略計画（2018年～2012年）に示されている、農業セクターを収益の上がる商業的な活動にし、かつ自然資源を持続させるという政府の政策と合致していた。そのような政策は、ビジョン2030（2008年～2030年）、農業セクター開発戦略（2009年～2020年）といった国家開発計画に沿ったものであった。

【事前評価時・事業完了時のケニアにおける開発ニーズとの整合性】

事前評価時、本事業はケニアの開発ニーズと一致していた。対象地域の小規模園芸農家は、主に、地方や都市の主要市場からの距離、地元の仲買人に限られた販売経路、雨季に利用不可能となる未整備の農村道路によって、生産物を市場に出すことが困難であった。これらの問題に加えて、高コストの農業資材、技術・マーケティングに係る情報の欠如、生産者価格の変動も、小規模農家が園芸から収益を上げることを難しくしていた。事業完了時、既存の普及体制の強化を通じた小規模農家に対する政府の支援は、依然として不十分であった。

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は、小規模農業の促進を含む農業開発を優先課題の一つに掲げる対ケニア国別援助計画（2000年）に合致していた。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は高い。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

プロジェクト目標は、事業完了時まで達成された。本事業の対象小規模園芸農民組織は、プロジェクトチームの測定によれば多かれ少なかれ生産物の市場交渉力を得ており、4つの当初対象県すべてにおいて、農民組織メンバーの土地単位あたりの平均純生産量が増加した。この結果、小規模園芸農民組織のメンバーの純所得は、2007年4月から2010年10月までの間に（目標値14.7%～20.2%に対して）67.4%～195.2%増加した<sup>6</sup>（指標）。本事業で導入したアプローチは、市場指向型園芸農業実践のための技術的能力と運営管理能力の双方の向上によって小規模農家の生計向上を図る「SHEPアプローチ」<sup>7</sup>と呼ばれた。

【プロジェクト目標の事後評価時における継続状況】

本事業の効果の継続状況は、定性的にしか確認できなかったものの、調査の結果、おおむね継続しているといえる。本事業の支援を受けた農民組織メンバーの純所得に係る定量データは入手できなかったが、質問票調査及び旧県農業事務所職員・農民組織へのインタビュー調査によれば、純所得の水準は維持されており、多くの場合改善されている。

旧トランス・ンゾイア県、旧ニャンダルア県及び旧ブンゴマ県での調査では、インタビューに回答した農民のほとんどが、本事業の効果が継続していることに同意した。すなわち、調査では計86人の農民に対してフォーカスグループ・ディスカッションによるインタビューを実施したところ、うち80人が、純所得が向上したことを指摘し、本事業の実績・効果に満足していると話し、残りの6人は事業効果について確信はないとの意見であった。農民からはまた、本事業から学んだ技能・技術を使い続けたいとの意見もあった。効果継続の例を挙げると、旧トランス・ンゾイア県のPerkerra農民組織は、メンバーの所得は改善しており、そのことは発電機、水井などの資産の取得により証明できると述べた。さらに、旧ブンゴマ県のNamilama農民組織など他の訪問先でも、バナナ、グラウンドナッツ、アボカド、研修活動など様々な手段によって大幅な所得増があったとのことであった。促進要因には、SHEPチーム（後続案件を通じて）や普及員による、作物栽培改善に係る継続的な研修、投入コストの削減による生産コストの削減、的を絞り、改善されたマーケティングなどがある。旧ニャンダルア県での例としては、Kitogo農民組織のメンバーは、本事業で配布された研修教材を使用して新規メンバーや他の農民組織へのトレーニングを行っていた。また、Mwendi Kurima農民組織は、本事業の研修で学んだ技術を用いて市場調査を行っていた。最近行った市場調査は、キスム市での農産物の市場機会創出につながった。Namirama農民組織は、本事業で導入されたファブリスト（FABLIS: Farm Business Linkage Stakeholder）アプローチを用いた関係者との交流を通じ、バナナの種子の提供をケニア国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学及びマセノにあるVI Agroforestry（NGO）から受けるようになった。

各対象地のサブカウンティ農業担当官（旧県農業事務所職員）も、質問票への回答により、本事業の効果とその継続、及び生計向上が実現していることに同意している。

なお旧トランス・ンゾイア県は後続案件の対象外であるが、SHEPアプローチを用いた農民組織の研修と普及活動が継続し、本事業で開発した研修資料が活用・更新されていることは注目すべき点である。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

目標年（2012年）における上位目標の達成は部分的に確認された。SHEPアプローチによる市場指向型農業を実践する農民組織の世帯数は増加しており、上述のとおり、多くの組織において事業完了後の純所得が向上していることから、対象地域の小規模園芸農家の生計は一定程度改善されていたと考えられる。また、入手できたうち最新のカウンティ統計によれば、園芸による純所得は旧県レベルで大幅に増加した（2013年と2014年の間の増加率はトランス・ンゾイアが15%、ブンゴマが30%。他の当初対象地域のデータはなし。ただし、大規模農家も含む）。しかしながら、当初対象地域における、SHEPアプローチによる市場指向型農業を実践する農民が園芸作物を生産する小規模農民に占める割合は不明であり（補完情報）、本事業の旧県レベルの貧困削減への効果は確認できなかった。事後評価時の達成状況は、データが入手できず検証できなかった。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

本事業による自然環境、社会環境への負のインパクトは発生していない。ジェンダーへのインパクト<sup>8</sup>として、プロジェクト

<sup>6</sup> 2007年4月のベースライン調査及び2009年5月のエンドライン調査（四つの当初対象県のそれぞれ154、122の農民組織対象）。

<sup>7</sup> SHEPアプローチは、農家に対し、市場指向型農業に明確に的を絞った一連の研修及び広範な活動を提示する。出所：JICA「SEHPアプローチ入門」（2014年）

<sup>8</sup> 本事業では事業の有効性・インパクトを向上させるための手段としてジェンダー主流化を重視し、ジェンダー分野短期専門家の動員や研修（Joint Extension Staff & Farmers Dual Gender（JEF2G）と呼ばれる集合研修）参加者の男女比50：50を徹底させるなどの配慮を行った。また、本評価時も、薪炭用の植林、改良かまど導入、女性によるリーダーシップなど、農民がジェンダー主流化に関連する活動を行っ

が行った調査では、男女農民間の純所得の差は2007年4月の31.1%から2009年10月の14.88%に縮小した（本事業完了後のデータはなし）。

**【評価判断】**

以上より、本事業の実施により、事業完了時にプロジェクト目標は達成され、事後評価時には効果がおおむね継続していた。目標年における上位目標の達成は部分的であり（データ入手が限られており部分的にしか確認できなかった）、事後評価時の達成状況は確認できなかった。よって、本事業の有効性・インパクトは中程度である。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績																																																					
プロジェクト目標 プロジェクト対象の小規模園芸農民組織の組織運営能力が強化される。	（指標）本事業完了時に、本事業の支援した小規模園芸農民組織及び組織のメンバー（男女）の純所得が14.7～20.2%増加する。  （注：「小規模園芸農民組織及び組織」は、直接・間接支援を受けたモデル組織と解釈する）	達成状況：達成（おおむね継続） （事業完了時） ■本事業の支援した小規模園芸農民組織のメンバーの純所得平均額の増加率 当初対象県 目標値 事業完了時 （2007年4月～2009年10月） <table border="1"> <tr> <td>ブンゴマ</td> <td>20.2%</td> <td>195.2%</td> </tr> <tr> <td>トランス・ンゾイア</td> <td>16.2%</td> <td>120.7%</td> </tr> <tr> <td>キシイ</td> <td>18.0%</td> <td>161.8%</td> </tr> <tr> <td>ニャンダルア</td> <td>14.7%</td> <td>67.4%</td> </tr> </table> （事後評価時） ・定量データは入手できなかった。 ・インタビューを行った農民86人（男性53人、女性33人）のうち80人が、純所得が向上したことを指摘し、本事業の実績・効果に満足していると話した。 ・旧県農業事務所の職員は、純所得の水準は維持されており、多くの場合は改善されていると述べた。	ブンゴマ	20.2%	195.2%	トランス・ンゾイア	16.2%	120.7%	キシイ	18.0%	161.8%	ニャンダルア	14.7%	67.4%																																									
ブンゴマ	20.2%	195.2%																																																					
トランス・ンゾイア	16.2%	120.7%																																																					
キシイ	18.0%	161.8%																																																					
ニャンダルア	14.7%	67.4%																																																					
上位目標 対象地域の小規模園芸農家の生計が改善される。	（指標）対象地域の貧困率が低下する。  （本事業の貢献度を推定するための補充情報）当初対象県において、SHEPアプローチの推進する市場指向型農業を実践する農民組織に参加する世帯の割合。	（目標年）一部達成 （事後評価時）関連データが入手できなかったため検証不能  ■対象地域において SHEP アプローチの推進する市場指向型農業を実践する農民組織（2012年（目標年）） 当初対象県 SHEP アプローチの推進する市場指向型農業を実践する農民組織と参加世帯の数 <sup>(1)</sup> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初対象県</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">本事業で支援した組織<sup>(2)</sup></th> <th colspan="2">SHEP UP で追加的に支援した組織</th> <th rowspan="2">JICA の事業外でケニア側が支援した組織<sup>(3)</sup></th> </tr> <tr> <th>支援した組織</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブンゴマ</td> <td>組織</td> <td>10 以上</td> <td>15</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>372 以上</td> <td>419</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トランス・ンゾイア</td> <td>組織</td> <td>10 以上</td> <td>0</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>403 以上</td> <td>0</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キシイ</td> <td>組織</td> <td>n/a</td> <td>15</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>n/a</td> <td>295</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ニャンダルア</td> <td>組織</td> <td>11 以上</td> <td>17</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>416 以上</td> <td>380</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>組織</td> <td>31 以上</td> <td>47</td> <td>n/a</td> </tr> <tr> <td>世帯</td> <td>1,191 以上</td> <td>1,094</td> <td>n/a</td> </tr> </tbody> </table> 注：（1）対象地域の世帯総数に関するデータは入手できなかった。参考情報としては、事前評価時、対象組織の農民数は、対象地域で園芸作物を生産する小規模農民約 262,650 人の約 1% に相当していた。（2）数値は 2009 年の事業完了時点の直接支援農民組織のもの。3 つの当初対象県の農業担当官とのインタビューでは、ほぼすべての組織が活動を継続したことが確認された。旧キシイ県で本事業が支援した組織（11 組織、345 世帯）については、事業完了後の情報を収集していないため、含めていない。（3）3 つの当初対象県の農業担当官とのインタビューでは、事業完了後に市場指向型農業を始めた組織があることが確認された。	当初対象県	単位	本事業で支援した組織 <sup>(2)</sup>	SHEP UP で追加的に支援した組織		JICA の事業外でケニア側が支援した組織 <sup>(3)</sup>	支援した組織		ブンゴマ	組織	10 以上	15	n/a	世帯	372 以上	419	n/a	トランス・ンゾイア	組織	10 以上	0	n/a	世帯	403 以上	0	n/a	キシイ	組織	n/a	15	n/a	世帯	n/a	295	n/a	ニャンダルア	組織	11 以上	17	n/a	世帯	416 以上	380	n/a	合計	組織	31 以上	47	n/a	世帯	1,191 以上	1,094	n/a
当初対象県	単位	本事業で支援した組織 <sup>(2)</sup>				SHEP UP で追加的に支援した組織			JICA の事業外でケニア側が支援した組織 <sup>(3)</sup>																																														
			支援した組織																																																				
ブンゴマ	組織	10 以上	15	n/a																																																			
	世帯	372 以上	419	n/a																																																			
トランス・ンゾイア	組織	10 以上	0	n/a																																																			
	世帯	403 以上	0	n/a																																																			
キシイ	組織	n/a	15	n/a																																																			
	世帯	n/a	295	n/a																																																			
ニャンダルア	組織	11 以上	17	n/a																																																			
	世帯	416 以上	380	n/a																																																			
合計	組織	31 以上	47	n/a																																																			
	世帯	1,191 以上	1,094	n/a																																																			

出所：最終調査報告書（2009年10月）、ケニア国の地方分権化に係る最終報告書（2011年4月）、旧ブンゴマ県、旧トランス・ンゾイア県、旧ニャンダルア県の農民86人及びサブカウンティ農業担当官数名への質問票及びインタビュー調査

**3 効率性**  
本事業では、協力期間は計画内に収まった（計画比 100%）が、協力金額は計画を若干上回った（計画比 107%）ため、効率性は中程度である。

**4 持続性**  
**【政策制度面】**  
小規模農業・園芸を含む農業開発の促進は、ビジョン 2030（2008年～2030年）、農業セクター開発戦略（2010年～2020年）及び国家農業普及サービス政策（2012年）における重要課題である。  
**【体制面】**

ていることが確認された。

中央レベルでは、SHEP アプローチの推進体制は強化されている。農業省（事後評価現在は農業畜産水産省）には、本事業のフォローアップ協力と SHEP UP を通じた JICA の支援を受けて SHEP ユニットが設置され、同ユニットは SHEP アプローチに関する情報の活用と共有を目的とした情報管理を担当している。一方、地方レベルにおける農業畜産水産省の役割（普及サービスの提供）は、2013 年の地方分権化により地方行政機関（カウンティ農業局）に移管され、同局が独立した意思決定と優先順位付けを行うようになった。これに伴い、農業畜産水産省下の旧県農業事務所も、カウンティ政府の下（カウンティ農業局）に移管された。農業畜産水産省が 2015 年に発行した “Joint Capacity Assessment and Rationalisation Report” によると、カウンティへの機能の移転に伴い、2013 年 7 月から 2014 年 10 月の間に、中央レベルの農業畜産水産省職員数が 7,493 人から 1,178 人に削減された。

事後評価時現在、カウンティ農業局は SHEP アプローチ推進において、同局の業務範囲として明文化された権限を有していないが、普及員による継続的な活用がみられるため、同アプローチは彼らの活動に根付いていると思われる。HCDA は 2014 年に AFA に再編され、HCD と改名された。AFA の作物開発に係る部署は、政策展開・レビュー、基準策定、研究技術の開発・促進に重点をシフトさせている。HCD は地方事務所を維持しているが、普及の役割は徐々にカウンティ農業局に移管されている。複数省の農業・畜産・水産省への統合により、普及業務も統合された。農業、畜産、水産の各部門は相互に関連しているため、このような統合により部門間の連携が可能となり、普及サービス提供の有効性が高まった<sup>9</sup>。なお、事後評価時現在の政策は、公的な普及サービスを、さまざまな関係者（マルチステークホルダー）を巻き込んだシステム（民間セクターや NGO などの多くの関係者が関わる多元的なもの）へと再構築・改革する方向にある。これに伴い、SHEP アプローチの地方分権化への対応が SHEP PLUS を通じて進められているため、地方分権化に伴う課題は SHEP PLUS の事業完了までに解決されると見込まれる。

農業畜産水産省の SHEP ユニットには 20 人の職員（中央レベル 10 人、カウンティレベル 10 人）が配置されており、同ユニットは、地方分権化後の焦点の絞られた役割を考慮すると職員数は十分であると考えている。当初対象県を管轄するカウンティ農業局（旧県農業事務所）については、上述のように地方分権化の移行過程にあるため、SHEP アプローチに従事する普及員及び職員の数に係る情報は入手できなかった。一部のサブカウンティ農業担当官は、普及員の数は SHEP アプローチを事後評価時の状態よりさらに推進するためには十分ではないと考えている。

農業畜産水産省では、プロジェクトモニタリングシステムを整備中である。モニタリング・評価機能は同省の戦略情報管理局が担うことが提言されている<sup>10</sup>。

なお同省の研修機関は、農業部門のものはケニア農業学校、畜産部門のものはケニア動物科学学校、水産部門のものはケニア水産学校それぞれの傘下に統合されつつあり、職業訓練法の下で管理される予定である<sup>11</sup>。

#### 【技術面】

中央レベルでは、元 C/P は農業畜産水産省及び HCD に引き続き勤務しており、SHEP アプローチの推進に従事している。彼らは、自分たちの技術レベルが十分であるとみなしており、本事業で作成した資料は SHEP のアプローチの普及に活用されている。地方レベルでは、本事業で研修を受けた職員はカウンティ農業局/サブカウンティ農業事務所及び HCD の地方事務所に引き続き勤務している。評価者が訪問した事務所では、本事業にて移転された知識と技術は職員（農業担当官）及び普及員によって活用されており、事後評価時までの、また今後当面の技術的な持続性は確保されている。しかし長期的観点からは、同事務所職員は、特に新規職員の技術レベルは不十分であると認めており、農業畜産水産省によるさらなる研修の必要性を感じている。また、評価者が訪問した 3 つの当初対象県の農民組織では、本事業で開発した資料や習得した技術（市場調査・作物栽培カレンダーなど）を用いた市場指向型農業が継続的に実践されている。しかしながら、複数のカウンティ/サブカウンティ農業担当官によれば、農家の間には、貯蔵損失、保存期間の短さ、病害虫、価格の低下/変動、包装、共同マーケティングなど、特に収穫後の問題が発生している。これらの問題は、将来的には SHEP アプローチのさらなる改善により対応し得る。

地方分権化によって、ほとんどの政府サービスの提供は住民により近くなった、すなわち、中央行政機関への照会なしに行えるようになった。また、憲法で保障されている、住民の声の意思決定への反映も向上した<sup>12</sup>。

#### 【財務面】

農業畜産水産省は、SHEP UP 及び SHEP PLUS の C/P 予算（対象カウンティへの資金を含む）として、SHEP アプローチ推進用の資金を確保しており、2014 年と 2015 年には 2,250 万ケニアシリング（Ksh）、2016 年には 2,500 万 Ksh の年間予算が承認・配分されている。予算は中央レベル及び両事業の事業サイトにとって十分だと考えられ、今後についても、過去の実績から、2020 年に SHEP PLUS が終了するまでは同様のレベルの予算が配分される可能性が高い。本事業対象地域（SHEP UP や SHEP PLUS の対象外の地域を含む）における現地活動予算については、地方分権化の下では、カウンティが独自の優先順位に基づいて普及予算を計画・配分することになっているため、カウンティによって確保されることが期待される。しかしながら、当初対象県を管轄するカウンティ農業局は、普及活動の予算を効率的に計画・配分・支出する体制を構築中であり、予算に係る情報は入手できなかった。このような体制はまもなく実現することが期待されている（ただし、具体的な計画は確認できなかった）。HCD に関しては、予算額及びそれが十分かどうかに関する情報は入手できなかった。このように具体的なデータが入手困難であるものの、次に示す情報からは、農業部門におけるカウンティの財務状況は向上の傾向にあることがうかがえる。すなわち、FAO が 2014 年 10 月に発行した “Analysis of public expenditures in support of food and agriculture in Kenya, 2006-2012” によると、農業部門の中央からカウンティ政府への資金供給は増加している。これにより、カウンティ政府は個々の開発ニーズに応じたプログラムを実行することができるようになってきている<sup>13</sup>。

<sup>9</sup> FAO “Analysis of public expenditures in support of food and agriculture in Kenya, 2006-2012”（2014 年 10 月）による。

<sup>10</sup> 農業畜産水産省 “Joint Capacity Assessment and Rationalisation Report”（2015 年）による。

<sup>11</sup> 同上資料による。

<sup>12</sup> FAO “Analysis of public expenditures in support of food and agriculture in Kenya, 2006-2012”（2014 年 10 月）による。

<sup>13</sup> 同上資料では、次のような点が述べられている。

- ・ケニア農業部門の開発計画は官民連携に重きを置いている。
- ・研究、普及サービス及び訓練に多くの投資がなされており、それが農業生産性の向上を通じた効果をもたらし、長期的には貧困削減に大きなインパクトを与えると期待されている。
- ・農業省の開発資金の比較的大きな部分（本分析期間全体の平均で 65%）を外部の資金が占める。
- ・農業及び食糧部門の承認予算額（名目額）は 2006/2007 年度から 2011/2012 年度の間に 111%増加したが、予算総額に占める割合は平均 6% から 5%に減少した。これは、2008 年から 2011 年の農業付加価値が大きく減少したこと（ケニアの GDP の減少とも関連）による。



### 【評価判断】

以上より、政策制度面、体制面、技術面、財政面に大きな問題はみられなかったことから、本事業によって発現した効果の持続性は高い。

### 5 総合評価

本事業は、プロジェクト目標（対象小規模園芸農民組織の組織運営能力の強化）を達成し、定性的にしか確認できなかったものの、事業効果はおおむね継続している。上位目標（対象地域の小規模園芸農家の生計の改善）の達成は、目標年においては部分的に確認されたが、事後評価時の達成状況は関連情報の欠如により確認できなかった。持続性については大きな問題はみられなかった。効率性については、協力金額が計画を上回った。以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は高い。

### III 提言・教訓

実施機関への提言：

1. SHEP アプローチの有効性を確認するために必要なデータがカウンティ農業局/サブカウンティ農業事務所から入手できなかった。カウンティ農業局は、普及サービスにおいて農家と普及員の交流と情報の流れを可能にするフィードバックの仕組みを構築することが推奨される。このような仕組みは、次期中期計画とカウンティ総合開発計画（いずれも 2018 年～2022 年）の対象期間中に実行されることが望ましい。
2. 職員の技術・知識を向上させるためには、職員の高齢化（退職と自然減の結果）を考慮して、特に新たに雇用された職員に対する継続的な研修を次年度（2018/19 年）に行うことが推奨される。
3. SHEP アプローチのさらなる改善、特に収穫後における新たな課題に対処するために、農業畜産水産省及びカウンティ農業局が主導し、すべての関係者（政策立案者、農業事務所職員、民間セクター、研究機関、生産者など）を巻き込み、協働普及サービスの仕組み作りに取り組むことが推奨される。

JICA への教訓：

1. 今後の市場指向型小規模農業分野の協力においては、特に収穫後の課題への対処に取り組む必要がある。ケニアでの事業の場合は、カウンティ農業局がこれを主導すべきである。
2. 今後の市場指向型小規模農業分野の協力のデザインには、明確な市場目標と指標（例えば、市場での販売拡大、革新的な、または付加価値のある製品の開発、生産物の多様化、買い手の特性に合わせた市場の細分化などの市場開拓）を組み込むべきである。本事業の場合、事後評価時のインタビューでは元事業対象地域の農民組織の積極的な市場参加がみられたが、そのレベルや範囲を測定することはできなかった。
3. ケニアでは、地方分権化により、中央の農業畜産水産省だけでなく、カウンティ農業局、HCD、市民団体、民間セクターなど、多くの機関が SHEP アプローチの普及サービスを継続/開始した。今後の農業普及分野の協力においては、SHEP ユニットのような調整の中心となる機関を地方レベルに設置し、関連機関の調整メカニズムを強化するための支援が必要である。支援には、モニタリング・評価の仕組みや新規職員へのトレーニングも含むことが望ましい。



旧ブンゴマ県の自助組織（農民組織）のメンバーの豆畑を評価する普及員（本事業の研修受講者）



旧ブンゴマ県のバナナ熟成室における自助組織（農民組織）のメンバー